

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第49号) 平成26年12月30日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

喪中につき年末年始のご挨拶は失礼させていただきます

本年12月21日、岳父中村一が満80歳で逝去いたしました。ここに本年中に賜りましたご厚情を深謝いたしますと共に、明年も変わらぬご厚情のほど、よろしく願い申し上げます。

さて、本年は2回のフルマラソンと5回のハーフマラソンに出場し、合計189.8775kmを完走しました。しかしながら、毎回途中でスピードダウンし、マラソンランナーと言えるような持久力は、まだありません。来年こそは最後までスピードを落とさないよう、しっかりと長い距離を走るトレーニングをしたいと思っています。

来年は二男駿が高校を卒業し、行き先は未定ですが、益田を出て行きます。益田は、このところずっと人口減少が続いており、消滅可能性都市に名を連ねています。このままでは、子供達に将来は故郷へ帰って来いと言っても、帰る故郷自体が無くなっているかも知れません。益田市には人口拡大課というのがありますが、名前に恥じない仕事をして人口を少しでも増やし、益田出身の子供達が帰って来ることのできる故郷を残していただきたいものだと願っています。

自転車の酒酔い運転について

本年4月1日の消費税増税にあわせてタクシー料金も値上げとなり、酒飲みには痛い出費増となりました。そのため自転車で飲みに出かけるという方もいらっしゃると思いますが、逮捕される恐れがありますので、飲み過ぎないようにして下さい。

酒酔い運転の罪は道路交通法第117条の2第1号に規定されており、酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転した場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）にあった者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。この車両は、同法第2条第1項8号において、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスとされており、更に軽車両は、同条第11号で自転車、荷車その他・・・・とされています。つまり、自転車は酒酔い運転の罪の対象となる車両等に含まれていますので、酒を飲み過ぎて正常な運転ができない状態で運転すると、処罰される可能性があります。実際、自転車で酒を飲みに行って、酔っ払って帰り道に側溝に落ちて怪我をして病院に運ばれたところ、警察官が怪我人のアルコール検査をしようとして、医者からたしなめられたという話を聞いています。更に恐ろしいことには、自動車を運転していた場合には、酒酔い運転をしても交通反則通告制度の青切符で済みますが、自転車では同制度の適用が無いので、刑事罰が科され前科者になるかもしれません。

尤も、道路交通法第117条の2の2第3号の酒気帯び運転の罪は、酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して車両等（軽車両を除く）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあった者と、自転車などの軽車両が除かれています。したがって、飲み過ぎなければ、自転車で飲みに行くことは構いません。

夏当事務所の業務開始は1月5日（月）です。

当事務所では12月27日（土）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）または代表者個人の携帯電話（090-7130-9543）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。